

メキシコでの「特殊な 下請け業務」に関する (暫定)合意概要

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

2021年4月5日、メキシコにおいて指定される「特殊な下請け業務」に関する変更内容の協議をオブラドール大統領と政権閣僚、並びに組合、産業界の代表を含め会議が開かれた結果、利益金分配、「特殊な下請け業務」の定義、合意内容の開始時期等といった内容に合意しました。

主な合意事項は以下のとおりです。

- ▶ 人材派遣業の禁止。人材派遣の定義は個人もしくは法人が、他人の利益のために自分もしくは自分が雇った労働力を提供するサービス行為を指す。
- ▶ 「特殊な下請け業務」と指定され、制約を受けるサービスとは下請け業務を依頼した会社が主業としている経済的活動に携わらないことを目的としている。今回の協議ではこの定義に「主業としている」と言った言語が含まれた。つまり、契約している主体会社と下請け会社との間でのシェアードサービスといった形態での取り扱いについては許容していることになり得る可能性がある。(今後、さらなる個別検証必要。)
- ▶ これら指定される「特殊な下請け業務」に携わる場合には、福祉労働省(通称STPS)といった当局への登録が必要になる。
- ▶ 仮に本件に該当する「特殊な下請け業務」を提供する法人が契約している労働者に対して、負うべき義務を果たさなかった場合には、労働者は本サービス提供者のみならずサービス受給者を含めて、個別もしくは同時に責任の追及を行う事が出来る。
- ▶ 現在下請け会社で契約している労働者においては本議案が成立した後、3か月以内に本来所属すべき法人の従業員として移動し、給与を受領する対象者とならなくてはならない。
- ▶ なお、利益分配金の計算方法(2候補)については本合意では特段の言及はされていない。

本合意内容は既存の案に含まれる(もしくは新案として取り扱われる)予定で、今後、法制化に向けて、議会での協議が必要となります。よって、現段階での合意内容についての変更も今後十分に考えられます。

ただし、本議案が議会に議決された場合には現在、人材派遣サービスを受領、提供している法人にとっては大きな影響を及ぼすこととなります。よって、現段階で挙げられている内容を基に今後の影響について各社分析を始める事を提唱します。

なお、過去の関連資料としては、EYが2020年11月発行した税務アラートも併せてご参照ください。

メキシコ、アウトソーシングを禁止する税法並びに労働法案を発議

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2020/tax-alerts-11-26-02

メキシコ政府、アウトソーシング法案の議決を2021年まで延長

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2020/tax-alerts-12-14-02

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

Ernst & Young Tax Co., Latin America Tax Desk, Japan & Asia Pacific

Raul Moreno	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com
Luis Coronado	パートナー	luis.coronado@sg.ey.com

Ernst & Young Mexico

Alejandro Polanco	パートナー	alejandro.polanco@mx.ey.com
Miguel Severiano	エグゼクティブディレクター	miguel.severiano@mx.ey.com
Ari Ben Saks	エグゼクティブディレクター	ari.b.saks.gonzalez@mx.ey.com

Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center

Tak Morimoto	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
--------------	-----------	---------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210409

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)